

# 北但行政事務組合人事考查委員会規程

〔平成 10 年 9 月 25 日  
訓 令 第 2 号〕

改正 平成 17 年 3 月 18 日訓令第 6 号 平成 19 年 4 月 1 日訓令第 3 号  
平成 20 年 3 月 31 日訓令第 3 号 平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号  
平成 25 年 2 月 21 日訓令第 1 号

## (趣旨)

**第1条** この規程は、信賞必罰の理念に従って、職員の勤務状況を考查して、善行者を顕揚するとともに非行者を戒めることにより、職員の服務の厳正と事務の能率向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## (人事考查委員会)

**第2条** 職員の善行及び非行の考查の適正を期するため、人事考查委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

**第3条** 委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名及び委員 2 名をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長には副管理者をもって充てるものとし、副管理者において互選する。
- 3 委員は、会計管理者及び事務局長をもって充てる。
- 4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、委員長が命ずる。

## (職務)

**第4条** 委員長は、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第5条** 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の結果により、意見を管理者に具申する。

## (善行考查の基準)

**第6条** 善行考查は、概ね次の基準により行うものとする。

- (1) 常に進歩的かつ研究的態度で職務に精励し、勤務状態優秀にして、他の模範となる者
- (2) 職務上の工夫改善、調査研究等により、著しく事務能率の向上を図り、公益の利益を増進した者
- (3) 職務の内外を問わず、職員の名誉を向上した者
- (4) その他委員会において善行であると認める者

(ほう賞)

**第7条** 管理者は、前条各号のいずれかに該当する職員には、次のほう賞を行うことができる。

- (1) 表彰
- (2) 昇給又は昇格
- (非行考查の基準)

**第8条** 非行考查は、概ね次の基準により行うものとする。

- (1) 執務態度が悪く、勤務成績不良の者
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った者
- (3) 故意又は過失により、組合の財産に損傷を与え、若しくは著しく組合業務を阻害した者
- (4) 職務の内外を問わず、職員の名誉を失墜した者
- (5) その他委員会において非行であると認める者

(処分)

**第9条** 管理者は、前条各号のいずれかに該当する職員には、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に基づく処分のほか、訓告又は厳重注意の処分を行うことができる。  
(庶務)

**第10条** 委員会の庶務は、総務課において処理する。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 17 年 3 月 18 日訓令第 6 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 4 月 1 日訓令第 3 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 20 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この規程は、平成 21 年 5 月 16 日から施行する。

**附 則** (平成 25 年 2 月 21 日訓令第 1 号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。